

会員各位

「フォークリフト運転技能講習会」開催のご案内

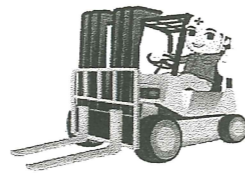
労働安全衛生法第61条では、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務に従事するには「フォークリフト運転技能講習」の修了者でなければならないと義務付けられております。(無資格の場合、雇用主・運転者双方に罰則が科せられます)

今般、この「フォークリフト運転技能講習会」を、商工会々員様向けに(一財)江南クレーン教習所(埼玉労働局長登録教習機関)に委託して、下記の通り、出張にて開催することとなりました。通常5日間の講習が、今回は4日間に圧縮(総講習時間は同じ)して実施致します。是非この機会に受講して頂き、国家資格を取得され、安全作業にお役立ていただきますよう、ご案内いたします。

記

1講習日時	第1日目	5月25日(日)	8:00 ~ 17:55	【学科】
	第2日目	5月30日(金)	8:00 ~ 18:10	【実技】
	第3日目	5月31日(土)	8:00 ~ 18:10	【実技】
	第4日目	6月1日(日)	8:00 ~ 17:00	【実技】

2会場 豊野コミュニティセンター(加須市商工会大利根支所)
住所; 加須市豊野台1-345-10
電話; 0480-72-3439



3受講料 40,000円(講習料・テキスト代)
(4日間の昼食代は、商工会が負担致します)

4受講資格 普通自動車以上の運転免許証保有者・性別不問・フォークリフト経験の有無不問

5定員 30名(定員に達し次第締め切り。10人未満の場合は中止あり。)

6申込み 右記申込書に必要事項を記入の上、4月30日(水)までに、写真1枚(縦3cm×横2.4cm胸から上顔全体・裏に氏名記入・貼り付け不要)と受講料を添えて、貴加入商工会(支所事務所でも受付可)へご持参下さい。

7注意事項 ※受講途中から欠席した場合は、受講料の返金は出来ません。
※講習初日は普段着で受講可。筆記用具持参でご来場下さい。

主催: 加須市商工会			
本所	Tel.0480(61)0842	fax0480(61)0978	担当 大澤
騎西支所	Tel.0480(73)0224	fax0480(73)7470	担当 齊藤
北川辺支所	Tel.0280(62)2380	fax0280(62)2490	担当 山内
大利根支所	Tel.0480(72)3439	fax0480(72)3671	担当 高橋
共催: 羽生市商工会			
南河原商工会	Tel.048(561)2134	fax048(561)1422	担当 杉田
南河原商工会	Tel.048(557)0742	fax048(557)0742	担当 佐野

(一財)江南クレーン教習所 所長 殿

フォークリフト運転技能講習受講申込書

申込日	平成26年 4月 日		
受講日	平成26年5/25(日)・5/30(金)・5/31(土)・6/1(日)の4日間 【会場: 豊野コミュニティセンター(加須市商工会大利根支所)】		
会員事業所名			
会員事業所住所			
会員事業所電話番号			
担当者氏名			

ふりがな		写真貼付欄 (貼付不要) 縦3.0cm 横2.4cm
受講者氏名	印	
受講者生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	
受講者本籍 (都道府県のみ)		
受講者住所		
受講者電話番号 (携帯電話可)		
運転免許証写し貼付欄 (※運転免許証裏面備考欄に記入がある場合は、裏面の写しも貼付願います)		

切り取り線